

# 利 用 上 の 注 意

## 1. 調査項目の見直し

平成29年調査から、統計間の整合性の確保や記入者負担の軽減を目的として、以下の項目について見直しを行っている。

- (1) 従業者数……………「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」  
(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)により策定された標準的な指針にそって変更
- (2) 出荷額等に係る消費税の取扱い…従前の「税込みに統一した記入」による報告を「原則税込み記入」に変更するとともに、税込み・税抜きのいずれかで記入したかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置
- (3) 工業用地及び工業用水……………一部廃止
- (4) 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額……………廃止
- (5) 常用労働者毎月末現在数の合計（工業調査票甲）……………廃止
- (6) リース契約による契約額及び支払額（工業調査票甲）……………廃止

## 2. 用語の説明

- (1) 事業所数は、令和2年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

- (2) 従業者数は、令和2年6月1日現在の数値である。

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいう。

本統計表でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

$$\text{従業者数} = \begin{aligned} & \text{①個人業主及び無給家族従業者} + \text{②有給役員} \\ & + \text{常用雇用者(③正社員・正職員としている人)} \\ & + \text{④③以外の人(パート・アルバイトなど)} - \text{⑦送出者} \\ & + \text{⑧出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

- ① 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、以下のア、イに該当するものをいう。
  - ア. 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。
  - イ. 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のものは含まない。
- ② 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。
- ③ 「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当するものをいい「③正社員・正職員としている人」及び「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に分けられる。
  - a) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。
  - b) 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。
  - c) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主となかった他の人。

- ④ 「③正社員・正職員としている人」とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。
- ⑤ 「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人をいう。
- ⑥ 「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいう。
- ⑦ 「⑦送出者」とは、個人業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。
- ⑧ 「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(3) 製造品出荷額等は、平成31年1月～令和元年12月の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成31年1月～令和元年12月の1年間にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの  
イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）  
ウ 委託販売に出したものの（販売済みでないものを含み、平成31年1月～令和元年12月の1年間に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成31年1月～令和元年12月の1年間に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(4) 生産額（粗生産額）は、以下の算式により算出し、表章している。

- ① 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

- ② 従業者29人以下

$$\text{粗生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額}$$

全事業所について生産額を示す場合には、（粗）生産額として次の算式によっている。

$$(\text{粗}) \text{ 生産額} = \text{生産額（30人以上）} + \text{粗生産額（29人以下）}$$

(5) 原材料使用額等は、平成31年1月～令和元年12月の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料等、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含まない。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成31年1月～令和元年12月の1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま転売したもの）に対応する仕入額をいう。

(6) 現金給与総額は、平成31年1月～令和元年12月の1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいう。

(7) 付加価値額（粗付加価値額）は、以下の算式により算出し、表章している。

- ① 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{(※1)}) \\ &\quad + \text{推計消費税額}^{(※2)} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

- ② 従業者29人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} \\ &\quad - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{(※1)}) \\ &\quad + \text{推計消費税額}^{(※2)} - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

※1：平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

※2：推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

全事業所について付加価値額を示す場合には、（粗）付加価値額として次の算式によっている。

$$(\text{粗}) \text{付加価値額} = \text{付加価値額 (30人以上)} + \text{粗付加価値額 (29人以下)}$$

(8) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業員30人以上の事業所）は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(9) 有形固定資産の額（従業員30人以上の事業所）は、平成31年1月～令和元年12月の1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出し、表章している。

$$\text{投資総額} = \text{取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減 (増加額 - 減少額)}$$

(10) 付加価値率、在庫率、現金給与率、原材料率

① 付加価値率 ……従業者30人以上の事業所

$$\text{付加価値率} = \text{付加価値額} \div \{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛け品年末価額} - \text{半製品及び仕掛け品年初価額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})\} \times 100$$

② 在庫率 ……従業者30人以上の事業所

$$\text{在庫率} = \text{製造品年末在庫額} \div \{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛け品年末価額} - \text{半製品及び仕掛け品年初価額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})\} \times 100$$

③ 現金給与率 ……従業者30人以上の事業所について、次の算式により計算される。

$$\text{現金給与率} = \text{現金給与総額} \div \{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛け品年末価額} - \text{半製品及び仕掛け品年初価額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})\} \times 100$$

……従業者29人以下の事業所については、次の算式により計算される。

$$\text{現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\{\text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税} \\ \text{及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})\}} \times 100$$

④ 原材料率……従業者30人以上の事業所については、次の算式により計算される。

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初} \\ \text{在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{推計酒税、} \\ \text{たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})\}} \times 100$$

……従業者29人以上の事業所については、次の算式により計算される。

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\{\text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税} \\ \text{及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})\}} \times 100$$

(11) 1事業所当たり及び従業者1人当たり

$$\begin{array}{lcl} & & \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税} \\ \text{① } 1\text{事業所【従業者1人】当たり} & = & \text{及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額}) \\ & & \hline & & \text{事業所数【従業者数】} \\ \\ & & \text{付加価値額} \\ \text{② } 1\text{事業所【従業者1人】当たり} & = & \hline \\ & & \text{事業所数【従業者数】} \end{array}$$

1事業所当たり生産額、製造品年末在庫額、有形固定資産投資総額、原材料使用額等、敷地面積、工業用水量（淡水）及び従業者1人当たり有形固定資産投資総額、現金給与総額は上記②式の分子を各々置き換えることによって計算している。

(12) 事業所敷地面積は、令和2年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グランド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(13) 工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいい、1日当たり用水量とは、平成31年1月～令和元年12月の1年間に使用した工業用水の送料を平成31年1月～令和元年12月までの操業日数で割ったものをいう。

(14) 誘致事業所は、県内にある誘致企業のうち、令和2年6月1日現在、操業中の製造業に属する事業所をいう。

### 3. 記号及び注記

- (1) 事業所の産業分類は、調査期間における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に基づき分類している。  
なお、本報告書においては、中分類に基づき分類している。
- (2) 調査日現在において、休業中の事業所、操業準備中の事業所、操業開始後未出荷の事業所は、集計に含まれていない。
- (3) 平成29年工業統計において、調査日が6月1日（従前は12月31日）に変更されたため、事業所数、従業者数については6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額、原材料使用額等については調査実施前年の1月～12月の実績により調査している。  
このため本概要における年次は以下のとおり。  
①「平成23年」、「平成24年」、「平成27年」及び「平成28年」の数値は経済センサス-活動調査の結果に基づく数値である。  
②工業統計調査の事業所数及び従業者数の「平成29年」、「平成30年」及び「令和元年」、「令和2年」の数値は、表示年次の6月1日現在、その他の年次は同じ表示年次の12月31日現在である。  
③上記以外の数値は、表示年次に実施した工業統計の結果に基づく数値である。
- (4) 「平成23年」、「平成24年」、「平成27年」及び「平成28年」の数値は経済センサス-活動調査の調査結果のうち、工業統計の範囲に合わせるため以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。  
・従業者4人以上の製造事業所であること  
・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと  
・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- (5) 28年活動調査においては、調査事項を簡素化（一部廃止）した個人経営調査票を設けたため、事業所数、従業者数については、個人経営調査票分を含んだ数値であるのに対し、製造品出荷額等の経理事項については、これらの調査分を含まない数値となっている。
- (6) 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜の回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で集計した。
- (7) 統計表中の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。
- (8) 統計表中、「-」は該当数値がないもの（前年数値のみがない場合も含む）及び分母が0等のため計算できないもの、「0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを表す。

「X」は集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。更に令和元年が秘匿する必要のない箇所であっても、増減比較をする対象年次が秘匿であった場合、前年比を「X」とした。

なお、従業者については、平成17年8月以降の公表から秘匿を解除している。

(9) この結果報告書は、県で独自に集計したものであり、経済産業省から公表される数値と一致しない場合がある。

(10) 表及び図の産業中分類の表示は、日本標準産業分類の産業中分類名を次のとおり略して用いた。

省略表示	産業中分類	省略表示	産業中分類
09 食料品	食料品製造業	21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
10 飲料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄鋼	鉄鋼業
11 繊維	繊維工業	23 非鉄金属	非鉄金属製造業
12 木材・木製品	木材・木製品製造業(家具を除く)	24 金属製品	金属製品製造業
13 家具・装備品	家具・装備品製造業	25 はん用機器	はん用機械器具製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機器	生産用機械器具製造業
15 印刷	印刷・同関連業	27 業務用機器	業務用機械器具製造業
16 化学	化学工業	28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	29 電気機器	電気機械器具製造業
18 プラスチック	フッスナック製品製造業(別掲を除く)	30 通信機器	情報通信機械器具製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業	31 輸送機器	輸送用機械器具製造業
20 皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業	32 その他の製品	その他の製造業

(注) 1 基礎素材型産業とは、省略表示の12木材・木製品、14パルプ・紙、16化学、17石油・石炭、18プラスチック、19ゴム製品、21窯業・土石、22鉄鋼、23非鉄金属、24金属製品をいう。

加工組立型産業とは、25はん用機器、26生産用機器、27業務用機器、28電子部品、29電気機器、30通信機器、31輸送機器をいう。

生活関連型・その他の産業とは、09食料品、10飲料、11繊維、13家具・装備品、15印刷、20皮革、32その他の製品をいう。

#### 【問合せ先】

佐賀県 政策部 統計分析課 調査分析第二担当

TEL (0952) 25-7037

FAX (0952) 25-7298

Mail: toukeibunseki@pref.saga.lg.jp